

令和2年度 六戸町社会福祉協議会事業計画

基本理念

「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」

基本方針

我が国は、人口減少・超高齢社会を迎え地域社会の様相は大きく変容し社会的孤立や経済的困窮、虐待や権利侵害の問題等地域における生活・福祉課題は複雑化・多様化しています。

このような状況の中、国は様々な課題を抱える人を地域で支えるために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

これをうけ、全社協では「社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）」を策定し、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱として位置付けました。

このため、社会福祉協議会は、住民を主体とした地域福祉推進の中核的な組織として、地域のあらゆる生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行っていく必要があります。

本会では、生活支援体制整備事業、共助のための基盤づくり事業、福祉事務所未設置町村による相談事業を推進し、地域全体で支える力を再構築し、互助・共助の取組を育みつつ、対象者の状況に応じて分野を問わず包括的に相談・支援を行っていく体制を構築していきます。

更に、第2次活動指針の計画期間が令和2年度を以て終了することから、町地域福祉計画と計画期間を合わせ、地域福祉施策の動向を踏まえつつ、地域社会の変化と多様化・複雑化している福祉課題・生活課題の対応に向け、社協の事業活動の方向性、果たすべき役割をまとめた「第3次活動指針」を策定し、社協の事業・活動の更なる推進を図っていきます。

地域福祉の中核を担ってきた社協への期待は大きく、法人としての役割が問われてきている中で、運営基盤の強化を図りながら複雑且つ深刻化する諸問題や課題解決に向けて、行政、地域住民、ボランティア、福祉団体、社会福祉法人、関係機関等と連携・協働し、役職員が一丸となって本会の基本理念である「みんなで支え合い すべての人が安心して暮らせる町づくり」の実現に向け邁進していきます。

- 1 日常生活圏内で支え合い・助け合う仕組み作りを進めていきます。
- 2 地域福祉活動に主体的に参加する人づくり・組織づくりを進めていきます。
- 3 多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを進めていきます。
- 4 令和3年度から令和6年度までを計画期間とする第3次活動指針を策定します。